人事交流に関連した情報漏洩防止 に向けた取り組みについて

2024年3月28日 中国電力株式会社 中国電力ネットワーク株式会社

1. 情報漏えい防止に向けた取り組み

■ 情報漏えい事案の再発防止に向けて、以下の施策を実施中。

中国電力

- ▶ システムの物理分割(2026年6月)、システムのマスキング状況の定期的なチェック
- → 行為規制違反が懲戒事由に該当すること、および社内リニエンシーを規程で明確化
- ▶ 人事異動に伴う業務情報の持ち出し防止の徹底(全社に向けて文書を発信)
- ▶ 教育·研修の強化(全社員教育、異動規制箇所の転入者への教育等)
- ▶ 内部統制の強化(社外取増員、社外専門家を含む内部統制強化委員会設置等)ほか

中国電力ネットワーク

- ▶ システムの物理分割(2026年6月)、物理分割までアクセスログの定期的な解析
- ▶ 社内ルールに基づき、人事異動等によりシステムの利用者に変更が生じた際、速やかに不要なIDの削除やパスワードの変更等を実施
- ➤ ID・パスワード等の情報セキュリティ確保に係る情報漏えいや行為規制違反が懲戒事由に 該当することを社員就業規則で明確化
- ▶ 人事異動に伴う業務情報の持ち出し防止の徹底(全社に向けて文書を発信)
- ▶ 教育・研修の強化(全社員教育、会社間異動者への教育等)
- > 内部統制の強化(社外専門家を含む法令遵守検討会議設置等) ほか
- 上記に加え、再発防止の徹底に向けて、中国電力ネットワークから中国電力ほか特定関係事業者への人事異動の自主規制について、このたび内容を再検討した。
- なお、中国電力ネットワークと特定関係事業者で兼職は行っていない。

2. 人事異動の自主規制(現行)

- 現在、中国電力ネットワークから中国電力への人事異動については、それぞれの社内規程 で自主規制として定めている。
- 自主規制が適切に守られるよう、全社の人事異動の方針を定めた「人事異動方針」の中で、これを遵守するよう明記するとともに、異動申請にあたっては、「人事異動方針」に十分留意することとしている。
- また、毎年、両社の人事担当部署で規制対象となる部署を整理し、人事異動調整 を行う箇所と共有している。
- 実際の人事異動を行う際には、両社の人事担当部署で異動内容を個別に確認し、確認結果を相互に共有している。

中国電力ネットワーク

ネットワークサービスセンター、中央給電指 令所、基幹系統計画の策定業務を実施す る箇所

(対象)

- ▶ネットワークサービスセンター 所属員
- >系統運用部 部長·担当部長
- >系統運用部 中央給電指令所 所属員
- ▶ネットワーク設備部 部長・担当部長
- ▶ネットワーク設備部 系統計画グループ 所属員

中国電力

電力小売営業業務、電力取引業務、電源 開発計画策定業務、特定卸供給業務の実 施箇所

人事 異動

禁止

- (対象)
- ▶販売事業本部 所属員(総括等除く)
- ▶セールスセンター 所属員 (料金等除く)
- ▶ 需給・トレーディング部門 所属員
- >経営企画部門 設備·技術部長·担当部長
- ▶経営企画部門 設備計画 G 所属員

注:他の特定関係事業者についても、上記の考え方で人事異動の自主規制を実施。

3. 人事異動の自主規制(見直し後)

- 人事異動に伴い、中国電力ネットワークの保有する競争阻害情報が漏洩し、中国電力の小売・発電事業等で利用されるリスクが、情報管理体制の強化等で遮断できない場合、人事異動の自主規制による対応が必要と認識。
- そうした観点から、自主規制の対象を再検討した結果、中国電力ネットワークで調整力契約情報を取り扱う組織を新たに追加することとした。

人事

異動

禁止

中国電力ネットワーク

競争阻害情報※を取り扱う箇所

(対象)

- ▶ネットワークサービスセンター 所属員
- ➤系統運用部 部長·担当部長
- ▶系統運用部 中央給電指令所 所属員
- ▶ネットワーク設備部 部長・担当部長
- ▶ネットワーク設備部 系統計画グループ 所属員
- ▶企画部 部長・担当部長【追加】
- ▶企画部 市場整備グループ 所属員【追加】

中国電力

競争阻害情報※を利用しうる箇所

(対象) ▶販売事

- ▶販売事業本部 所属員 (総括等除く)
- ▶セールスセンター 所属員 (料金等除く)
- ▶需給・トレーディング部門 所属員
- >経営企画部門 設備·技術 部長·担当部長
- ▶経営企画部門 設備計画G 所属員

※ 中国電力ネットワークが保有する小売・発電・特定卸供給事業の競争を阻害しうる情報であり、具体的には、小売・発電・特定卸供給事業者との契約情報、計量・検針データ、インバランス関連情報、需要調達・発電販売計画、基幹系統計画等に関するもの。

注:他の特定関係事業者についても、上記の考え方で人事異動の自主規制を見直す。